

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 男女共同参画普及啓発事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪男女いきいき財団

3 随意契約理由

本事業は生活の身近な場面で男女共同参画の視点を持つことの重要性についての理解を広めることを目的としており、より多くの市民に情報を届け、かつ訴求力のある内容で、時代の変化に合わせた効果的な啓発・情報発信を行うことが肝要である。したがって、各民間事業者が持つノウハウやネットワークを活用し、市民から最新の意見や意識を直接聴取できる機会を設けることが本事業の目的達成に資すると考える。以上の理由及び効果により、本件契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。なお、契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容及び手法、成果測定のための指標と目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、有識者で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06 - 6208 - 9156）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 住民票記載事項への「氏名の振り仮名」の追加に伴う住民基本台帳等事務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

本業務委託は令和 5 年 7 月 13 日付け総務省通知「社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものに限る。）実施要領」の内容に基づき、地方公共団体システム機構作成の既存住基システム改造仕様書を参考に各種機能を実装するため、現行の住民基本台帳等事務システムに機能追加の改修を行うものである。

株式会社 N T T データ関西は、現行システムの開発・運用保守業者であり、本業務は現行の保守業務と接続して役務の提供を受けることから、当該事業者以外に履行させた場合、現行の保守業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍への氏名の振り仮名の追加に伴う直接的に必要な機能整備にかかる戸籍情報システム改修業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は戸籍への氏名の振り仮名追加にあたり、大阪市戸籍情報システムの氏名の振り仮名の追加のために直接的に必要な機能の整備のため、戸籍情報システムの改修を行うものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は現行システムの開発・運用保守業者であるが、本業務は現行システムの運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能整備にかかる戸籍情報システム改修業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は戸籍への氏名の振り仮名追加にあたり、大阪市戸籍情報システムの職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能の整備のため、戸籍情報システムの改修を行うものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は現行システムの開発・運用保守業者であるが、本業務は現行システムの運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍附票への振り仮名登録にかかる戸籍附票システム改修業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は戸籍の附票への氏名の振り仮名追加にあたり、大阪市戸籍情報システムの附票システムに対し、氏名の振り仮名を記載できるよう戸籍の附票システムの改修を行うものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は現行システムの開発・運用保守業者であるが、本業務は現行システムの運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）